

# 社会福祉法人海友会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

## 1. 計画期間

令和 7年 1月 1日～令和 9年 12月 31日（3年間）

## 2. 内容

- |   |
|---|
| 目標 1 : 1. 計画期間内に、産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除などの制度の周知及び情報提供を行う。<br>2. 計画期間内に、男性職員に出生時育児休業（産後パパ育休）を周知する。 |
|---|

### ＜対策＞

- 令和 7年 1月～ 法に基づく諸制度を調査・整理  
令和 7年 10月～ 制度に関する資料を作成し職員に配布するとともに説明会の開催  
令和 7年 1月～ 対象職員に対する個別面談実施